

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
1	入札説明書	2	3	(4)	②	イ	工事業務	「既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務」について、業務を行うにあたり、目的物以外にどのような業務又は資料が必要となるのかご教示願います。	添付2 要求水準書P.49 11 既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務に示すとおりです。
2	入札説明書	3	3	(4)	③		特定事業の対象範囲	本事業が対象とする特定事業の対象範囲の記載について、全ての業務において車道は対象外となっていますが、調整の結果、歩道内に電線共同溝が納まらない場合は、車道も対象となるという理解でよろしいでしょうか。また、車道部に關わる施設整備（設計含む）は、変更対象という認識でよろしいでしょうか。	調査・設計段階において、関係機関等の調整の結果、歩道内に電線共同溝が納まらない場合は、中部地方整備局と協議願います。なお、車道部に電線共同溝を設置する場合でも「詳細設計業務」に含みます。 また、上記以外の車道部に關わる施設整備（設計含む）については、中部地方整備局との協議により決定します。
3	入札説明書	3	3	(4)	③		特定事業の対象範囲	「なお、電線共同溝（管路部）の引込管、連系管、連携設備を含み、引込設備は含まない」とありますが、連系設備及び引込設備は何を示すのかご教示願います。また、その設備の範囲（分界点）はどこを示すのかご教示願います。	連系設備とは、電線共同溝に収容された電線と電線共同溝以外の既設架空線を結ぶものの外、電線共同溝と既設の地下管路の人孔等電線とを結ぶための管路をいい、路線境界で区分され、国道22号の道路区域外のものになります。 また、引込設備とは、電線共同溝本体と需要家を結ぶための管路をいい、官民境界で区分され、民地部のものになります。
4	入札説明書	3	3	(5)			事業方式及び権利関係	「特定事業を実施する民間事業者は、事業対象区域において、本施設の整備を行い、整備完了後に本施設の所有権を国に移転する。」とありますが、早期に整備完了した場合その時点で所有権を移転するという理解でよろしいでしょうか。また、早期に所有権を移転した場合、維持管理業務が長くなる期間は、設計変更の対象という理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりですが、工期短縮に伴う必要な予算措置が行われることを条件とします。 なお、引渡前倒予定日及び変更後引渡予定日は、事業年度の末日（3月31日）でなければならぬことにご注意ください。 後段については、添付2 要求水準書をご参照ください。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
5	入札説明書	3	3	(5)			事業方式及び権利関係	「なお、既存ストック（占有者が与有する管路・マンホール（電力・通信）等の既存施設）の活用が提案され、中部地方整備局との協議の結果選定された場合、国は、当該既存ストックの所有権について、工事業務の着手までに占有者から所有権を取得する予定である。」とありますが、既存ストックを活用する提案を行う場合、提案書提出時においては、対象既存施設の健全性の検討ならびにそれに係る施設譲渡の可否については不確定であると考えます。既存ストック活用を提案した応募者が事業者を選定された場合、その提案が履行されない可能性があります。これは事業契約不履行となりますでしょうか。	提案に基づく調査の結果、既存ストック活用が不適格と判断され、国が予見不可能であったと認められた場合には、事業契約不履行とはなりません。
6	入札説明書	3	3	(5)			事業方式及び権利関係	「なお、既存ストック（占有者が与有する管路・マンホール（電力・通信）等の既存施設）の活用が提案され、中部地方整備局との協議の結果選定された場合、国は、当該既存ストックの所有権について、工事業務の着手までに占有者から所有権を取得する予定である。」とありますが、既存ストックを活用した提案により予定価格が低下し、最低基準価格より下回った場合、入札は無効となりますでしょうか。	最低基準価格は設けておりません。
7	入札説明書	5	4	(1)	④	ア	応募者の構成	「代表企業及び構成員は、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有すること。」とありますが、代表企業及び構成員が全議決権の2分の1を保有する場合とはどのような応募グループを指すのかご教示願います。	代表企業及び構成員で、SPCの株主総会における全議決権の2分の1を保有する場合を指します。
8	入札説明書	5	4	(1)	⑥		応募者の構成	「業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差支えない。」とありますが、業務範囲とは、施工の位置的な範囲（例えば上下線等）又は工種（例えば管路工等の工種）を指すのか、あるいは、業務における役割分担を指すのかご教示願います。	ご指摘の両者ともに「業務範囲を明確にする」ことを指します。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
9	入札説明書	5	4	(1)	⑥		応募者の構成	「業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差支えない。」とありますが、工事企業の参加資格要件を満たす複数の企業（代表企業、構成員等）が業務範囲を明確にした上で、同工種の施工に携わることが差支えないとの理解でよろしいでしょうか。例えば整備工事業務を2者で実施することは可能でしょうか。	業務範囲を明確にしたうえで、2者で実施することは可能です。
10	入札説明書	5	4	(1)	⑤		応募者の構成	SPCを設立する場合、協力企業についても、第一次審査資料の提出時に企業名等を明記することが求められていますが、「協力企業」には、SPCとの契約を想定しているアドバイザーや弁護士、税理士、公認会計士等は、含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
11	入札説明書	5	4	(1)	⑦		応募者の構成	代表企業、構成員及び協力会社の変更は認めないが、二次審査資料提出期限までに変更せざるを得ない事情とはどのようなことを想定していますか。	協力会社等の倒産など、国がやむを得ないと認めた場合です。
12	入札説明書	7	3	(3)			設計企業の競争参加資格要件	「調整マネジメント業務（調査・設計段階）のみを実施する者」の要件は、企業に対する要件であり、「管理技術者の配置不要」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
13	入札説明書	7	3	(4)			工事企業の競争参加資格要件	「調整マネジメント業務（工事段階）のみを実施する者」の要件は、企業に対する要件であり、「監理技術者又は主任技術者の配置不要」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
14	入札説明書	10	3	(4)	③		配置予定技術者	「次に掲げる基準を満たす主任（監理）技術者（以下、「配置予定技術者」という。）を当該事業の整備工事業務に配置できること。」とありますが、既に現場の工事は完了しているが、工事期間の関係でコリンズ登録が未登録の工事履歴は、技術者の施工実績することは可能でしょうか。	参加表明書の提出までに引き渡し完了（竣工検査が完了）していれば、配置予定技術者の施工実績としても構いません。
15	入札説明書	10	3	(4)	③		配置予定技術者	工事企業の配置予定技術者の資格について、「電線共同溝・情報ボックス・電線類の地中化の施工実績を有する」とありますが、連系管の施工実績は、認められますでしょうか。	電線類の地中化に該当するものであれば、認められます。
16	入札説明書	10	4	(4)			工事企業の参加資格要件	要件を満たしている場合、工事企業が、調整マネジメント業務（工事段階）を実施することは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
17	入札説明書	10	4	(4)			工事企業の参加資格要件	参加資格要件をすべて満たす企業が工事担当の構成企業（「A社」とする。）とし、施工はその構成企業と構成企業内の施工実績のみ要件を満たさない企業（「B社」とする。）で乙型JVを組み実施する場合、そのJV比率が「B社」を多い場合でも、参加資格要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	この場合、B社は施工実績の要件を必要としますので、参加資格要件を満たしません。
18	入札説明書	12	4	(6)	②		維持管理企業の参加資格	代表企業、構成員又は協力企業が「道路構造物保守点検業務の実績を有していること」となっておりますが、入札説明書添付8において、当該企業の実績を有することを記載する様式がございません。不要との理解でよろしいでしょうか？	添付8様式集を訂正します。併せて公表する正誤表をご参照ください。
19	入札説明書	12	4	(5)			工事監理企業の参加資格要件	当該PFIにおいて「工事監理業務」に従事する企業について、「発注者支援業務等（積算技術業務、工事監督支援業務、公物管理関係業務）」及び「その他業務（資料作成業務、技術資料作成業務、道路情報管理業務）」における「中立・公平性に関する要件の確認」での「業務提携及び技術提携等」あるいは「当該事務所の発注工事を下請け」に抵触するかご教授願います。	発注者支援業務等と同様に、「中立・公平性に関する要件」を満たす必要があります。
20	入札説明書	12	4	(6)			維持管理企業の参加資格要件	要件を満たしている場合、同一の企業が補修業務並びに調整マネジメント業務（維持管理段階）双方を実施することは可能という理解でよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
21	入札説明書	12	4	(6)			維持管理企業の参加資格要件	維持管理企業の参加資格要件として、「次の①及び③までの要件を満たさなければならない。」とあり、「ただし、点検業務のみを実施する者は次の②の要件を満たせばよいものとし、補修業務のみを実施する者は次の③の要件を満たせばよいものとする。」とあります。さらに「また、調整マネジメント業務（維持管理段階）のみを実施する者は、この限りでなく、4.（2）に掲げる応募者共通の参加資格要件を満たせばよいものとする。」とありますが、これによると①の要件を必要とする業務が定かではないため、ご教示願います。	「点検業務のみを実施する者は①及び②の要件を満たせば良い」へ訂正します。併せて公表する正誤表をご参照ください。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
22	入札説明書	12	4	(6)			維持管理企業の参加資格要件	SPCの構成企業A社「調整マネジメント担当」が①の要件を満たし、B社「点検・補修担当」が②、③の要件を満たす場合、参加資格要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	調整マネジメント担当は、応募者共通の参加資格要件を満たす必要があります。 また、「点検業務のみを実施する者は①及び②の要件を満たせば良い」へ訂正します。 併せて公表する正誤表をご参照ください。
23	入札説明書	12	4	(6)			維持管理企業の参加資格要件	SPCの構成企業A社が①の要件を満たし、B社が②、③の要件を満たす場合、A社・B社でJVを組み「調整マネジメント・点検・補修担当」とした時、参加資格要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	全ての企業が、各々で参加資格要件を満たす必要があります。 また、「点検業務のみを実施する者は①及び②の要件を満たせば良い」へ訂正します。 併せて公表する正誤表をご参照ください。
24	入札説明書	12	4	(6)			維持管理企業の参加資格要件	SPCの協力企業A社が①の要件を満たし、B社が②、③の要件を満たす場合、①～③をすべて満たさないC社が「調整マネジメント」を担当、B社「点検・補修」を担当とした時、参加資格要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。	全ての企業が、各々で参加資格要件を満たす必要があります。 また、「点検業務のみを実施する者は①及び②の要件を満たせば良い」へ訂正します。 併せて公表する正誤表をご参照ください。
25	入札説明書	17	10	(1)	④		入札方法	「表封筒」「中封筒」のサイズ等は任意との理解でよろしいでしょうか。（サイズ等の指定がありましたらご教示ください。）	サイズの指定はありません。
26	入札説明書	17	10	(1)	④		入札方法	「中封筒に入札参加者の商号又は名称（応募者名及び代表企業の名称）・・・を記載」とありますが、中封筒には、様式20「入札書」に記載する「応募企業又は応募グループの代表企業」の「商号又は名称」を記載すればよろしいでしょうか。	ご理解の通りです。
27	入札説明書	18	10	(5)			入札価格の記載	「契約希望金額（消費税等を含む）を入札書に記載」とありますが、様式20「入札書」の注）1では、「消費税及び地方消費税を含まない金額を記入」となっています。様式20「入札書」の入札価格には、「消費税及び地方消費税を含む金額」を記載するとの理解でよろしいでしょうか。	様式20「入札書」の入札価格には、消費税及び地方消費税を含む金額を記載願います。 添付8様式集を訂正します。 併せて公表する正誤表をご参照ください。
28	入札説明書	19	10	(6)			入札執行回数	「入札執行回数は、原則2回を限度とするが、場合によっては3回目を執行することがある。」とありますが、3回目の執行でも落札決定しない場合や、応札者が1社の場合は不調となるのでしょうか。	入札説明書のとおりです。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
29	入札説明書	19	10	(6)			入札執行回数	入札執行回数は、「場合によっては3回目を執行することがある」とありますが、入札書は封かんしたものを3枚用意する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	提出日時までにご提出いただく入札書は、第1回開札分のみです。2回目以降の開札を執行する場合は、それぞれ封かんした入札書のご準備が必要です。
30	入札説明書	22	15	3	②		第二次審査	入札参加者のヒアリングの実施日程は、追って通知するとのことですが、日時の他に、場所、参加可能人数、配置等の具体的な実施要領をご通知ください。	ヒアリングの日時・場所などの詳細は、令和2年1月15日（水）までに各入札参加者に通知します。
31	入札説明書	22	15	(3)	②		第二次審査	第二次審査のヒアリングについて、第二次審査提出資料の他に「ヒアリング用の追加資料はなし」との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
32	入札説明書	22	15	(3)	②		第二次審査	第二次審査のヒアリングで予定しているプレゼン（説明）時間、質疑応答時間を教えていただけますでしょうか。	ヒアリングの日時・場所などの詳細は、令和2年1月15日（水）までに各入札参加者に通知します。
33	入札説明書	22	15	(3)	②		第二次審査	「ヒアリングの実施方法は、第二次審査提出書類のプレゼンテーション資料をスクリーンに投影して行う。」とありますが、プレゼンテーション資料は第二次審査にて提出した資料とは別にプレゼンテーション用の資料を作成して説明するという事でよろしいでしょうか。	第二次提出書類「様式38」を用いて説明していただくこととなります。
34	入札説明書	22	15	(3)	③		開札	「開札した全ての入札価格が予定価格を超えている場合は、入札参加者が策定した事業計画書の変更を行ったうえで、再度入札を行う。」とありますが、再度入札の予定日時をご教示ください。	別途、入札参加者に通知します。
35	入札説明書	22	15	(3)	③		開札	「入札価格が予定価格の範囲内にある提案について総合評価を行う。」とありますが、最低制限価格の基準はありますでしょうか。	最低基準価格は設けておりません。
36	入札説明書	22	15	(3)	②		第二次審査	ヒアリングに関する具体的な内容（プレゼンテーションの時間・実施方法等）をご教示ください。（様式38「プレゼンテーション資料」の作成にあたっては、プレゼンテーションの時間を考慮する必要があります。）	ヒアリングの日時・場所などの詳細は、令和2年1月15日（水）までに各入札参加者に通知します。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
37	入札説明書	22	15	(3)	②		第二次審査	「ヒアリングの実施方法は、第二次審査提出書類のプレゼンテーション資料をスクリーンに投影して行う」とありますが、様式38「プレゼンテーション資料」以外の資料の投影や配布は認められないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、「様式38」を使用させていただくことになります。
38	入札説明書	23	18	(2)			契約書作成の可否等	「事業者は、落札決定の翌日から令和2年3月30日までに、中部地方整備局（支出負担行為担当官中部地方整備局長）を相手方として、「事業契約書（案）」（添付1）により事業契約を締結しなければならない。」とありますが、締結前に両者事前協議は行われるのでしょうか。また、事業者選定後に事業契約書（案）に大きな変更はないとの理解でよろしいでしょうか。	事業契約締結前に事前協議は行いますが、誤字脱字等の軽微なもの以外の契約条件の変更は行いません。
39	入札説明書	23	18	(2)			契約書作成の可否等	「事業者は、落札決定の翌日から令和2年3月30日までに、中部地方整備局（支出負担行為担当官中部地方整備局長）を相手方として、「事業契約書（案）」（添付1）により事業契約を締結しなければならない。」とありますが、事業者にとって過大なリスクとなる場合は、事業契約解除を含む協議が実施されるとの理解でよろしいでしょうか。	事業者選定後に事業契約書（案）の変更はありません。契約締結時において、契約条件の変更は行いません。
40	事業契約書（案）	1					前文	「令和元年10月10日」は「令和元年8月23日」、「令和元年9月27日」は「令和元年9月25日」の誤りとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。併せて公表する正誤表をご参照ください。
41	事業契約書（案）	3	第2章	第7条			事業の期間	「本契約は、その締結日からその効力を生じ、理由の如何を問わず本契約が終了した日又は令和25年3月31日のいずれか早い方の日に終了する。」とありますが、設計業務・工事務の工期が延長した場合、維持管理業務の期間が短縮するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、年月日は令和31年3月31日です。
42	事業契約書（案）	4	第2章	第9条	1		契約の保証	「設計工事業務契約を締結する前までに」とありますが、履行保証保険の付保開始時期は、事業者の提案になるとの理解でよろしいでしょうか。貴局が想定している時期があればご教示ください。	ご理解のとおりです。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
43	事業契約書（案）	10	第2章	第20条			事業者の総括代理人	「事業者の総括代理人」は、資格要件の必要がないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	事業契約書（案）	12	第2章	第23条	4		事業費の確定	「電線共同溝費については、工事着手予定日の30日前まで」となっていますが、第76条（施設整備の支払）第2項に費用負担の増加について支払の期限日30日前となっています。また、入札説明書添付5 事業費の算定及び支払い方法P5 第3 事業費の確定においては、本施設引渡日の30日前となっていますが、事業費の確定とは、いつの時点か、分かりやすくするために、よろしければ図表等で示していただけませんか？	事業費の確定は、添付5 事業費の算定及び支払方法をご参照ください。
45	事業契約書（案）	12	第2章	第23条	3		事業費の確定	「事業者は、工事着手予定日の30日前までに、要求水準に定めるところにより、本契約別紙5に定める内訳書を作成し、発注者に提出するとともに確認を受けなければならない」と記載されていますが、設計完了時に工程数量等に変更が生じた場合、この内訳書が変更金額の基準となるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	事業契約書（案）	15	第2章	第31条	4		調整マネジメント業務	第32条に基づく調整マネジメント業務に係る事業費の改定について協議するとありますが、第32条では本契約別紙5とあり、これは、入札説明書添付5 事業費の算定及び支払い方法に該当し、P5の第4事業費の改定に該当するものと思われます。よって、当該3行目の「その他の費用」との理解で、年度毎に見直すとの理解でしょうか？	調整マネジメント費のうち、調査・設計段階及び・工事段階は施設費に含まれ、維持管理段階は維持管理費に含まれます。
47	事業契約書（案）	15	第2章	第34条	1		要求水準の変更による措置	「費用の増加が最小限となるように対応策を検討」とありますが、貴局との協議により認められた対応策により費用が増加した場合は発注者の負担（増額の変更契約）になるとの理解でよろしいでしょうか。	中部地方整備局との協議により、必要と認められた場合は変更対象となります。
48	事業契約書（案）	17	第2章	第37条	4		法令変更による措置	法令等の変更によって発注者にご負担をいただく当該増加費用には、合理的な金融費用も含まれるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
49	事業契約書（案）	17	第2章	第36条	2		第三者に生じた損害	本事業において、第三者賠償責任保険をかけていますが、その保険を適用して第三者に賠償した場合にも、発注者へ同額の金額を補償しなくてはならないのでしょうか？	添付1事業契約書（案）に記載のとおりです。
50	事業契約書（案）	19	第3章	第42条	2		調査・設計業務の実施	管理技術者の変更には、社内の人事異動は対象となるのでしょうか？	社内の人事異動は対象となりません。
51	事業契約書（案）	20	第3章	第43条			既存ストックの占有業者からの同意	既存ストックの占有業者から、該当設計についての同意を得なければならない。となっているが、同意後に国が所有権の移転手続きを実施する認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	事業契約書（案）	21	第3章	第47条	1		設計図書の提出	設計図書に対する発注者の確認が完了した際には、確認完了に係る書面等を事業者に交付していただけますでしょうか。	書面の交付はしません。
53	事業契約書（案）	21	第3章	第48条			調整マネジメント業務（設計段階）の報告	主要な各段階とは、要求水準書P15 3（3）調整・協議等の完了段階のことでしょうか？	ご理解のとおりです。
54	事業契約書（案）	22	第4章	第51条			既存ストックの利用	発注者が所有する既存ストックとは、第3章第43条で示している既存ストックでよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	事業契約書（案）	25	第4章	第61条	1		本施設の引渡しの遅延又は変更に伴う措置	発注者の責めに帰すべき事由により発注者にご負担をいただく増加費用には、合理的な金融費用も含まれるものとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
56	事業契約書（案）	25	第4章	第61条	1、2		本施設の引渡しの遅延又は変更に伴う措置	「発注者の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡し引渡予定日より遅延した場合には、発注者は、引渡予定日から引渡日までの期間（両日を含む。以下、本条において同じ。）において、事業者が負担した合理的な増加費用を負担し、事業者との協議により当該増加費用の金額及び支払方法を定める。この場合において、発注者は第25条第1項に定める遅延利息を負担しない。」とありますが、遅延利息は「事業者が負担した合理的な増加費用」に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
57	事業契約書（案）	29	第6章	第74条	3		維持管理対象施設の損傷	維持管理対象施設が損傷したことが確認された場合、「保険でてん補された費用を除く」と記載されていますが、入札説明書添付3には、当該施設自体の損傷に関する保険が記載されていません。これは損傷の起因者が掛けている保険によっててん補されるとの理解でよろしかったでしょうか？	ご理解のとおりです。
58	事業契約書（案）	30	第6章	第76条			施設整備費の支払	「令和11年4月1日以降事業期間にわたり年1回、全20回、各事業年度の末日から15日以内に、発注者に対し施設整備費の支払いを請求することができる。」とありますが、設計業務・工事業務の期間短縮が図れた場合、その分支払期間（全20回）も前倒しになるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、工期短縮に伴う必要な予算措置が行われることを条件とします。なお、引渡前倒予定日及び変更後引渡予定日は、事業年度の末日（3月31日）でなければならないことにご注意ください。
59	事業契約書（案）	31	第6章	第77条			維持管理費及びその他の費用の支払	「令和11年4月1日以降事業期間にわたり、年1回、全20回、各事業年度の末日から15日以内に、発注者に対し、当該検査の対象となった事業年度の維持管理業務にかかる維持管理費及び「その他の費用の支払いを請求することができる。」とありますが、設計業務・工事業務の期間短縮が図れた場合、その分支払期間も変更になるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、工期短縮に伴う必要な予算措置が行われることを条件とします。なお、引渡前倒予定日及び変更後引渡予定日は、事業年度の末日（3月31日）でなければならないことにご注意ください。
60	事業契約書（案）	37	第8章	第83条	3		発注者の任意による又は発注者の責めに帰すべき事由による契約解除の効力	発注者にて負担いただく、事業者が発生した合理的な増加費用には、ブレイクファンディングコストなどの金融費用も含めていただきますよう、お願いいたします。	添付1 事業契約書（案）第83条2項のとおり、合理的な金融費用を負担することとしております。
61	事業契約書（案）	38	第8章	第85条	2		事業者の責めに帰すべき事由による契約解除の効力	「その他の費用」とは、具体的に何を示されていますでしょうか？	添付5 事業費の算定及び支払方法をご参照ください。
62	事業契約書（案）	44	附則	第2条			融資団との協議	SPCがプロジェクトファイナンス調達を行う場合には、発注者と金融機関間における直接協定書を締結いただけますでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
63	事業契約書（案）	47	別紙2	2			用語の定義 （割賦手数料）	割賦手数料は施設費を元本とする元利均等払いを前提とする割賦利率によって算出されると定義されておりますが、「添付5 事業費の算定及び支払方法」においては、元金均等払いをベースとして算出される旨が規定されております。割賦手数料は元金均等払いにて算出されるものとの理解でよろしいでしょうか。	元利均等払いです。
64	事業契約書（案）	47	別紙2				割賦手数料	「元利均等払いを前提とする」とありますが、「事業費の算定及び支払い方法」P3には「施設費の各回支払額＝契約書内訳の施設費全額の1/20」とあり、「元金均等払い」の条件になっています。割賦手数料は、「元金均等払いを前提とする割賦利率により算定される利息」になるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	事業契約書（案）	50	別紙2				用語の定義 _事業者	「事業者」は、SPCを設立しない場合は「代表企業」及び「構成企業」を指すという理解でよろしいでしょうか。	代表企業を指します。
66	事業契約書（案）	61	別紙7	2	(1)		利ざや	金融機関が建設期間中にSPCに対し融資を行う際においては、SPCが受領する割賦原価およびそれにかかる割賦手数料が唯一の返済原資となります。金融機関等からの資金調達が困難になりますため、事業者帰責の有無に依らず、契約解除時における再計算の利息の算定には利ざやを含めていただけませんか。	添付1 事業契約書（案）に記載のとおりです。
67	事業契約書（案）						全般	本契約書は、選定された落札者の事業提案も踏まえ、中部地方整備局と落札者での協議により、最終的に確定されるものという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、契約条件の変更は行いません。
68	要求水準書	2	第1	6			事業の概要	本事業が対象とする特定事業の対象範囲の記載について、全ての業務において車道は対象外となっておりますが、調整の結果、歩道内に電線共同溝が納まらない場合は、車道も対象となるという理解でよろしいでしょうか。また、車道部に関わる施設整備（設計含む）は、変更対象という認識でよろしいでしょうか。	調査・設計段階において、関係機関等の調整の結果、歩道内に電線共同溝が納まらない場合は、中部地方整備局と協議願います。なお、車道部に電線共同溝を設置する場合でも「詳細設計業務」に含みます。また、上記以外の車道部に関わる施設整備（設計含む）については、中部地方整備局との協議により決定します。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
69	要求水準書	2	第1	6			事業の概要	本業務が対象とする特定事業の対象範囲の記載について、車道が対象外となっていますが、電線共同溝の管路を埋設する予定の支道口（取付道路接続）及び連系設備管路を埋設する予定の支道の取り扱いについてご教示ください。	現時点の予定はありません。既存資料より想定してください。
70	要求水準書	2	第1	6			事業の概要	本業務が対象とする特定事業の対象範囲の記載について、車道が対象外となっていますが、これは維持管理業務においても車道の点検・補修は含まないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
71	要求水準書	3	第1	6			事業の概要	現地にある、道路大型標識や横断歩道橋は、本事業の対象外と捉えてよろしいでしょうか。また、新たな道路標識等の設置は無いと捉えてよろしいでしょうか。さらに、道路標識等の設計が必要になった場合は、設計変更の対象という認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 添付2第23条5～7項に該当する場合は、設計変更となります。
72	要求水準書	3	第1	6			事業の概要	本事業が対象とする範囲の表の記載について、道路及び道路附属物は設計を含むような記述となっています。一方で、添付10見積参考資料では、道路設計や附属施設（防護柵、距離標、植樹帯、縁石）の詳細設計は、項目に含まれていません。道路設計（車道・歩道）及び附属施設の詳細設計は、入札価格に含まず、設計変更の対象という認識でよろしいでしょうか。	歩道詳細設計は、添付9入札時積算数量図面書に記載のとおり、入札価格に含みます。また、質問の附属施設（防護柵、距離標、植樹帯、縁石）は、歩道詳細設計の小構造物設計に含まれています。 なお、添付1事業契約書（案）第23条5、6項に該当する場合は、設計変更となります。
73	要求水準書	3	第1	7	(5)		事業期間	「調査・設計業務・工事業務期間（上限10年）を短縮することができる。ただし、維持管理期間（20年）は変更できない。」とありますが、調査・設計業務・工事業務期間を短縮した場合、全体事業期間30年が短縮するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
74	要求水準書	3	第1	7	(5)		事業期間	事業者の提案に基づき調査・設計業務・工事業務期間（上限10年）を短縮することができる。ただし、維持管理期間（20年）は変更できないとあるが、工事等期間を短縮した場合、事業全体の期間を短縮して、維持管理期間を20年間とする認識でよろしかったでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
75	要求水準書	3	第1	10			適用基準	記載以外の適用すべき基準として、名古屋国道事務所等で定められている電線共同溝、道路付属物に関する整備基準や、公安委員会、占用企業と取り決めている基準がありますでしょうか。また、ある場合は事業提案作成にあたって公開いただけますでしょうか。	現時点で記載以外の基準は想定していませんが、事業の実施にあたり記載以外の基準が確認された場合は、これを遵守してください。
76	要求水準書	4	第1	10			適用基準	(1)～(20)の基準等について、国土交通省(中部地方整備局)ホームページ等よりダウンロードできる仕様書、その他購入できる資料以外については、業務受注時にご提供いただけるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
77	要求水準書	4	第1	12			関係者協議会の設置	「中部地方整備局及び事業者等により構成する関係者協議会を設置する」とありますが、開催の頻度や事業者以外の参加者のご想定を、「調査・設計業務・工事業務期間」、「維持管理期間」の別にご教示ください。	関係機関協議会の開催頻度等は現時点で未定です。関係協議会に関する事項は、契約後、中部地方整備局と事業者で協議して、決定します。
78	要求水準書	6	第2	1	(2)		業務の条件	添付10 見積参考資料では、事前調査に測量調査が含まれていません。入札参加者が測量調査を必要と考えていても、測量調査は入札価格には含まないと捉えてよろしいでしょうか。貸与いただく測量資料が不足しており、現況測量等を事業者が実施する場合、その必要性を認めていただくことによって設計変更の対象になると捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。添付1 事業契約書(案)第23条5～7項に該当する場合は、設計変更となります。
79	要求水準書	6	第2	1	(2)		業務の条件	家屋調査や水文調査は、事前調査に含まれていません。添付10にも記載がありません。入札参加者が家屋調査や水文調査を必要と考えていても、これらは入札価格には含まないと捉えてよろしいでしょうか。また、家屋調査や水文調査は、その必要性を認めていただくことによって設計変更の対象になると捉えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。添付2 要求水準書P.16 (6)家屋調査、地下水(井戸水)調査等に基づき、中部地方整備局との協議により決定します。
80	要求水準書	6	第2	1	(3)		資料の貸与	発注者側で保有している測量図を貸与いただくことが可能でしょうか。その場合、どのような測量図を貸与いただくことができますでしょうか(平面図、中心線測量、横断図、縮尺など)。	ご希望があれば、事業契約締結後に、添付2 要求水準書p6.(3)資料の貸与に記載されている業務委託で実施した測量の線形決定、中心線測量、仮BM設置測量、縦断測量、横断測量等の成果について貸与します。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
81	要求水準書	9	第2	1	(16)		試掘及び埋設物探査	「試掘及び埋設物探査に要する費用については、当初見込んでいないため、別途中部地方整備局と協議するものとする。」と記載がありますが、調査は、設計変更の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。また、調査個所・規模の上限等はございますでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。後段については、中部地方整備局との協議により決定します。
82	要求水準書	9	第2	1	(16)		試掘及び埋設物探査	試掘調査時は工事業務の期間外となるため、工事時の配置技術者の専任期間に含まれないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
83	要求水準書	9	第2	2	(4)		BIM/CIM活用業務の実施	CIMモデルの作成について、当初考えておられる詳細度等の最低限の条件等がありましたら、ご提示いただきたい。	中部地方整備局との協議により決定します。
84	要求水準書	9	第2	(13)			既存ストック	「既存ストックの活用について、検討すること」とありますが、既存ストック活用の検討は必ず実施するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	要求水準書	10	第2	1	(16)		試掘及び埋設物探査・	「試掘及び埋設物探査に要する費用については、当初見込んでいないため、別途中部地方整備局と協議する」とありますが、入札価格には「試掘及び埋設物探査に要する費用」を含める必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
86	要求水準書	14	第2	2	(6)	2	BIM/CIM活用業務の費用について	「BIM/CIM活用業務に要する費用は、当初見込んでいない」とありますが、入札価格には「BIM/CIM活用業務に要する費用」を含める必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
87	要求水準書	16	第2	3	(6)		家屋調査、地下水(井戸水)調査等	家屋調査、地下水(井戸水)調査等は、「当初見込んでいない」とありますが、入札価格には、「家屋調査、地下水(井戸水)調査等」を含める必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
88	要求水準書	16	第2	3	(8)		入線業者等と引込管、連系管路及び連系設備の協議	「引込管と連系管路及び連系設備に係る費用については、中部地方整備局と協議して決定」とありますが、入札価格に算入した当該費用を基に、協議をして決定するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
89	要求水準書	17	第2	3	(9)		道路照明等の計画調整	道路照明等の計画調整に係る調査の費用は、「当初見込んでいない」とありますが、入札価格には、「道路照明等の計画調整に係る調査の費用」を含める必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
90	要求水準書	18	第3	1	(2)	2)	地元説明	「整備工事の実施に当たり必要となる工事説明会や準備調査などの地域住民との対応・調整については、中部地方整備局と自治体との協議の上行うものとする。」とありますが、現時点で計画・設計について、地元住民及び自治体等の合意は得られているという理解でよろしいでしょうか。	現時点では、地域住民に対し説明会等は実施していないため、整備工事の実施前に工事説明会等を実施し、地域住民と合意形成を図ることになります。
91	要求水準書	21, 2 2	第3	1	(5)	2) ②	再資源化等をする施設の名称及び所在地	再資源化等をする施設の名称及び所在地について、「受入時間 8:00～17:00まで」とありますが、夜間作業では仮置場へ一次運搬し、受入時間帯に二次運搬するとの理解でよろしいでしょうか。その場合、仮置場を別途ご指示頂けるという理解でよろしいでしょうか。また、仮置場がない場合は工事費に含まれるという理解でよろしいでしょうか。	添付2 要求水準書P.24 (11) 施工時期及び施工時間の変更を示すとおり、整備工事業務は全て昼間施工を想定しています。
92	要求水準書	24	第3	1	(11)	1)	施工時期及び施工時間の変更	「本整備工事の作業時間は、次表に示す工種または場所を除き全て昼間施工、作用時間帯10時30分～15時30分」とありますが、規制時間帯が10時00分～16時00分であり、時間的制約を著しく受ける工事であるとあります。予定価格算定にあつては割増補正が加味されているという理解でよろしいでしょうか。加味されていない場合、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	「時間的制約を著しく受ける工事」として、割増補正を実施します。
93	要求水準書	24	第3	1	(13)		施工時期及び施工時間の変更	「本整備工事の作業時間は、次表に示す工種または場所を除き全て昼間施工、作用時間帯10時30分～15時30分」とありますが、夜間作業は禁止となりますでしょうか。	添付2 要求水準書P.24 (11) 施工時期及び施工時間の変更を示すとおり、より難しい場合は、中部地方整備局との協議により決定します。
94	要求水準書	24	第3	(11)			施工時期及び施工時間の変更	10:30～15:30までの時間的制約を著しく受ける工事となっているが、現時点で車線規制等は考えていますか。	現時点では想定していませんが、事業者の提案に基づきます。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
95	要求水準書	25	第3	1	(11)	5)	工事工程の共有	「工程の変更理由が以下の①～⑤に示すような事業者の責によらない場合は、工期の延長が可能となる場合があるので協議すること。」とありますが、「工程の変更理由が以下の(1)～(5)に示すような事業者の責によらない場合は・・・」の誤りと考えてよろしいでしょうか。	ご指摘のとおりです。読み替えてください。
96	要求水準書	33	第3	2	(7)	2	BIM/01M活用工事の費用について	「BIM/CIM 活用工事に要する費用は、当初見込んでいない」とありますが、入札価格には、「BIM/CIM 活用工事に要する費用」は含める必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
97	要求水準書	49	第3	11			既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	地下埋設物の移設設計は、事業者が実施する内容に含まれるでしょうか。含まれる場合、地下埋設物管理者等への再委託は認められますでしょうか。	前段については、含まれます。後段については、再委託は可能です。
98	要求水準書	49	第3	11			既存支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	植樹帯の撤去・復旧は、樹木の撤去・復旧も含まれると考えてよろしいでしょうか。	樹木の伐採費・処分費は計上していません。ただし、伐採費・処分費が必要であると認められるときは、協議により変更対象とします。
99	要求水準書	49	第3	9	(1)		騒音・振動調査	騒音・振動調査の費用は、「当初見込んでいないため、別途中部地方整備局と協議する」とありますが、入札価格には、「騒音・振動調査費用」を含める必要はないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
100	要求水準書	50	第3	13	(5)		隣接家屋,店舗等との出入口調整	「歩道の民地側への擦り付けに関する費用は、中部地方整備局が負担する」とありますが、「歩道の民地側への擦り付けに関する費用」は、必要に応じて、事業開始時の事業費とは別に、事業者を支払われるとの理解でよろしいでしょうか。	中部地方整備局との協議により決定します。
101	要求水準書	54	第5	1	(4)	ウ	災害発生及び想定外の事態が発生した場合の対応	災害や想定外の事態について、地震や風雨などを含むのでしょうか。含む場合、災害や想定外の定義をどのようにお考えでしょうか（震度、降雨量など）。	災害には、地震や暴風雨などを含みます。災害に該当するかどうかは、発生する事象により判断します。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
102	事業者等が付す保険等	1	第1				調査・設計業務及び工事業務の履行に係る保険	「調査・設計業務及び工事業務の履行にかかる保険として、設計・建設工事履行保証保険、土木工事保険及び第三者賠償責任保険を付保する。」とありますが、履行保証保険の保険期間が7年間を超える場合、一括での履行保証保険がありません。7年を超過期間に対しては、別途1年ごとに更新する等、保険期間を分けて対応することは可能でしょうか。	可能です。
103	事業者等が付す保険等	2	第1	2	(2)		保険内容・目的	「本整備工事に係る工事中に発生した工事目的物の損害を担保する。」とありますが、工事保険に既に加入している場合でも、改めて本工事を対象として加入する必要があるという理解でよろしいでしょうか。	既に加入している工事保険が、「2.土木工事保険」の(2)保険内容・目的及び(3)付保条件に満たすものであれば、改めて保険に加入する必要はありません。
104	事業者等が付す保険等	2	第1	2	(3)		付保条件	「⑤保険金額は、本施設の工事費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。」とありますが、土木工事保険は工事費満額ではなく、支払限度額の設定が必要になります。支払限度額を設定することは可能でしょうか。※例)1事故5千万円、期間中1億円等	保険金額は、本施設の工事費（消費税を含む。）としてください。
105	業績等の監視及び改善要求措置要領	2	第2	1	(2)	①	書類による確認	財務書類に関して、決算期が3月の場合、5月末までに税務申告を行うスケジュールになることから、「キャッシュフロー計算書等の財務諸表関連の書類」の提出期限は「各支払に対応する業務履行期間終了後の20日以内」ではなく、「SPCの事業報告書」と同様に、「各事業年度の最終日より3か月以内」に修正していただけないでしょうか。	添付4業績等の監視及び改善要求措置要領に記載のとおりです。
106	業績等の監視及び改善要求措置要領	2	第2	1	(2)	①	書類による確認	「上記の書類の事実関係を証明する証拠書類等」とありますが、具体的にどのような書類が該当するのか例示していただけないでしょうか。	貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書です。
107	業績等の監視及び改善要求措置要領	2	第2	1	(2)	①	書類による確認	「会計監査人の監査報告書」とありますが、SPC外部の公認会計士または監査法人が作成する監査報告書についてもみとめていただけないでしょうか。	S P C と利害関係のない公認会計士または監査法人による監査報告書を提出してください。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
108	業績等の監視及び改善要求措置要領	4	第3	1	(2)	①	書類による確認	表1において、設計図書の提出時期は、工事着工予定日の1か月前までとなっておりますが、施工計画書においては、工事着工予定日の30日前までとなっております。この違いはご教示ください。	概ね1ヶ月を想定しています。
109	事業費の算定及び支払い方法	3	第2	2			支払方法の基本的事項か。	工期短縮に基づく早期完成・引渡しに伴い・・・予算措置が行われることを条件として・・・とは、具体的にどのような手続きを指していますか。	工期短縮に基づく早期完成・引渡しに伴い、維持管理開始日が前倒しとなる場合は、予算措置が整った段階で、中部地方整備局より協議します。
110	事業費の算定及び支払い方法	3	第2	3	(1)	①	施設費	施設費（割賦原価）は各回の支払いが、施設費全額の1/20で均等（元金均等）であるとの理解でよろしいでしょうか。	元利均等返済です。
111	事業費の算定及び支払い方法	3	第2	3	(1)	②	割賦手数料	施設費に係る消費税分も割賦元本として取り扱い、基準金利変動リスクは、国にて負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。また、この場合各様式に記載する割賦手数料は、施設費に係る割賦手数料と消費税分に係る割賦手数料を分けて記載するとの理解でよろしいでしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。基準金利変動リスクについては、国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業の実施に関する方針 別紙5「リスク分担表 金利変動リスク」の番号5、6のとおりです。後段については、割賦手数料を合算して記載してください。添付8様式集及び記載要領の様式26-3を訂正します。併せて公表する正誤表をご参照ください。
112	事業費の算定及び支払い方法	4	第2	3	(1)	イ	基準金利	金利確定日（本施設の引渡日）が銀行休業日となる際には、金利確定日の前銀行営業日に金利を確定されることになりませんか。	ご理解のとおりです。
113	事業費の算定及び支払い方法	4	第2	3	(1)	イ	基準金利	施設費（割賦原価）及び割賦手数料は20年に分けてお支払いをいただく建て付けとなっております。SPCにおける円滑な資金調達を行うためにも、採用される基準金利について、以下どちらかへの変更をお願いいたします。 ①TSR6ヶ月LIBORベース20年物円－円金利スワッププレート ②金利確定日（施設引渡日）の10年後において、TSR6ヶ月LIBORベース10年物円－円金利スワッププレートにて金利更改	記載の誤りです。「TSR6ヶ月LIBORベース20年物円－円金利スワッププレート」へ訂正します。併せて公表する正誤表をご参照ください。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
114	事業費の算定及び支払い方法	4	第2	3	(1)	②	割賦手数料	施設整備費の支払期間は20年になっていることから、割賦手数料に係る基準金利についても、10年物ではなく、20年物に修正していただけないでしょうか。20年物への修正が認められない場合、金利確定日から10年後に金利を見直す方法に修正していただけないでしょうか。	記載の誤りです。 「TSR6ヶ月LIBORベース20年物円-円金利スワップレート」へ訂正します。 併せて公表する正誤表をご参照ください。
115	事業費の算定及び支払い方法	4	第2	3	(1)	イ	基準金利	2021年において、LIBORは廃止予定となっております。ご想定の代替指標につき、ご教示いただけますでしょうか。	現時点で廃止は決定事項ではないため、代替指標の想定はありません。LIBORの扱いが明確になった段階で検討し、決定します。
116	事業費の算定及び支払い方法	4	第2	3	(4)		消費税等	2018年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されたことに伴い、事業者は、施設引渡年度において、施設費全額の消費税額を金融機関等から借入する必要があります。このため、割賦手数料の算定対象となる施設費の各回支払額は、消費税等を含む金額に修正していただけないでしょうか。（現状、施設費の各回支払額には消費税が含まれていないため、本施設引渡時の基準金利が入札公告時よりも上昇した場合、事業者は消費税分の借入に係る利息の増加額を賄うことができず、金融機関等からの資金調達が困難になります。）	添付8様式集及び記載要領の様式26-3を訂正します。 併せて公表する正誤表をご参照ください。
117	事業費の算定及び支払い方法	4	第2	3	(4)		消費税等	2018年度の税制改正において長期割賦販売等に係る延払基準が廃止されたことに伴い、事業者は、施設費全額を施設引渡年度に一括して売上計上する必要があります（施設引渡以降の各事業年度の売上について、施設費全額の1/20ずつ計上することはできなくなり、施設引渡の翌年度以降、施設費に係る売上はゼロとなります）。このため、事業者は施設引渡年度において、施設費全額の消費税額を金融機関等から調達する必要があります。当該金利負担がコスト（入札価格）の増加要因となります。このため、施設費全額に係る消費税等は、20回に分けて支払う方法ではなく、施設引渡年度において一括で支払う方法に修正していただけないでしょうか。この修正により、消費税額分の資金調達が不要となり、コスト（入札価格）を抑制することが可能となります。	添付5事業費の算定及び支払方法に記載のとおりとします。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
118	事業費の算定及び支払い方法	5	第3	(1)			事業契約締結後速やかに	事業契約書の定めるところとは、事業契約書（案）第23条第2項のことでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
119	事業費の算定及び支払い方法	5	第3	(2)			設計完了時	事業契約書の定めるところとは、事業契約書（案）第23条第3項のことでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
120	事業費の算定及び支払い方法	5	第3	(3)			事業費確定に係る資料の提出	事業契約書の定めるところとは、事業契約書（案）第76条第2項のことでよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。
121	事業費の算定及び支払い方法	5	第3				事業費の確定について	本施設引渡日の30日前までに確定するものとする。(1) 事業契約締結後速やかに算定 (2) 設計業務完了時に内訳を修正し (3) 事業費確定に係る資料を引渡予定日の2年前に数量を確定させる認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、最終的には、引渡し予定日までに事業費を変更し事業費の内訳を確定します。
122	事業費の算定及び支払い方法	5	第3				事業費の確定について	協議においては、電線共同溝工事の設計変更と同様な判断基準に基づいて行われるとの理解でよろしいでしょうか。	添付1 事業契約書（案）第23条及び添付5 事業費の算定及び支払方法の第3に記載のとおりです。
123	事業者選定基準	6	第6	1			事業の安定性	SPCを設立しない場合は、0点との理解でしょうか？	「評価項目」の「SPCの設立」では、SPCの有無のみを評価します。SPCを設立しない場合でも事業に影響が及ばない方策の提案については、有益であれば他の項目で評価します。
124	事業者選定基準	6	第6	1			事業実施方針・体制	「本事業の実施を通じた・・・適切に応えうる提案」とは、電線共同溝事業を実施する意義でしょうか？	ご理解のとおりです。
125	事業者選定基準	6	1				実施方針及び実施体制	評価分類「事業の安定性」の「評価の視点」に「SPCの設立」とありますが、SPCを設立しない場合でも事業に影響が及ばない方策が提案されていれば評価に値するという理解でよろしいでしょうか。	「評価項目」の「SPCの設立」では、SPCの有無のみを評価します。SPCを設立しない場合でも事業に影響が及ばない方策の提案については、有益であれば他の項目で評価します。
126	事業者選定基準	6	第6	1			実施方針及び実施体制	評価分類の「事業の安定性」については、同じ名称の提案書の様式がありませんので、様式23「事業実施方針・体制」及び様式24「リスク管理・対応」の両方の記載内容で評価されるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。「評価項目」の「SPCの設立」では、SPCの有無のみを評価します。SPCを設立しない場合でも事業に影響が及ばない方策の提案については、有益であれば他の項目で評価します。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
127	様式集及び記載要領、	4	2	2)	(6)	⑤	提案書	「電子データは、・・・・提案書を1ファイルにまとめたPDFデータを提出」とありますが、様式26-6及び様式26-7の注1)に「PDF化等の処理は行わない」とありますので、様式26-6及び様式26-7を除いて1ファイルにまとめるとの理解でよろしいでしょうか。	電子データは、オリジナルデータその他、提案書を1ファイルにまとめたPDFデータを提出してください。詳細は、添付8様式集及び記載要領をご参照ください。
128	様式集及び記載要領	4	2	2)	(6)	⑤	提案書	「応募企業及び構成企業並びに協力企業の社名や社章等、応募者を特定又は類推できる記載は行わない」とありますが、各企業名と提案書中の表記方法（A社、B社など）を説明した「対応表」の作成は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
129	様式集及び記載要領	4	2	2)	(6)	⑤	提案書	「応募企業及び構成企業並びに協力企業の社名や社章等、応募者を特定又は類推できる記載は行わない」とありますが、「応募企業及び構成企業並びに協力企業」以外の企業等の名称（例：SPCが起用するアドバイザー・税理士事務所、構成企業等からの再委託先、資機材購入先、資機材の製造者の名称）を記載することは問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	様式集及び記載要領	4	2	2)	(6)	⑤	提案書	「応募企業及び構成企業並びに協力企業の社名や社章等、応募者を特定又は類推できる記載は行わない」とありますが、様式26-2（同様式の＜様式作成にあたっての注意事項＞6.に「応募者と関係ない第三者（金融機関等）の場合は実名の記載が求められている）以外の様式においても、金融機関の実名を記載しても問題ないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
131	様式集及び記載要領	4	2	2)	(6)	⑤	提案書	「同一の様式が複数枚にわたる場合は、様式番号の横に頁番号を記載」とありますが、例えば様式26-3が2枚となった場合、右上の様式番号の欄に、1枚目「26-3-1」、2枚目「26-3-2」と記載するとの理解でよろしいでしょうか。また、様式29のように様式番号の欄が右上にない場合、右上に様式番号の欄を設けて、同様に記載するとの理解でよろしいでしょうか。	エクセルでの提出を求める様式については、PDF1枚に収めてください。 後段については、左上の様式番号の横に頁番号を記載してください。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
132	様式集及び記載要領	4	2	2)	(6)	⑤	提案書	提案書に、提案内容を裏付ける書類（再委託先等からの関心表明書、応募グループの内部協定書、リスク分析表等）の添付は、認められないとの理解でよろしいでしょうか。	金融機関等の関心表明書等以外の書類の添付は認められません。
133	様式集及び記載要領	4	2	2)	(6)	⑤	提案書	Word形式の様式のうち、様式23、様式24、様式26、様式27、様式30、様式31、様式33、様式35、様式36、様式37は、A3版にA4版のフレームを2つ並べた形式となっていますが、様式のフレームを変更（A3版の1フレームに統合）することはできないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
134	様式集及び記載要綱	5	2	2)	(6)	⑤	提案書	図表内の文字が8ポイント以上の指定ですが、機器のパンフレット等、既成の図を引用する場合、文字サイズを判別しかねますので、そういった場合は読み取れる程度のサイズを確保するような対応で提案書に載せることは可能でしょうか。	8ポイント相当のサイズで読み取れる場合は、認められます。
135	様式集及び記載要領		2	2)	(4)	様式9	同種の設計実績	実績を証明できる資料の添付を求められていますが、テクリスの登録番号を示す場合は、契約書等の写し等は不要と考えてよろしいでしょうか。	実績を証明できる資料を添付してください。
136	様式集及び記載要領		2	2)	(4)	様式10	管理技術者の資格'設計経験等	他業務の従事状況について、提案書提出時点の従事業務の全ての業務を1件ずつ記載しますか？その場合、契約金額（税込み）500万円以上の管理技術者、担当技術者の業務を対象と考えればよいでしょうか？またA4用紙2枚以降の記載となりますが、よろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。他業務の従事件数が多い場合、2枚以上となることは認められます。
137	様式集及び記載要領		2	2)	(4)	様式10	管理技術者の資格・設計経験等	実績を証明できる資料の添付を求められていますが、テクリスの登録番号を示す場合は、契約書等の写し等は不要と考えてよろしいでしょうか。	実績を証明できる資料を添付してください。
138	様式集及び記載要領		様式10				他業務の従事状況	他業務の従事の欄は、手持ち業務の「有り」、「無し」を記入すると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
139	様式集及び記載要領		様式10				他業務の従事状況	記載する業務は手持ち業務の全ての業務を記載をすれば良いか、もしくは手持ち業務の内、代表的な案件1件を記載すれば良いかご教示願います。	前者です。ただし、契約金譲(税込み)500万円以上の管理技術者、担当技術者の業務が対象となります。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
140	様式集及び記載要領		様式10				他業務の従事状況	手持ち業務に記載する案件は、書類提出時点の案件と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
141	様式集及び記載要領		様式10				管理技術者の資格・設計経験等	現時点で、予定管理技術者の候補者を複数名選定し、様式として提出してもよろしいでしょうか。	様式10（管理技術者の資格・設計経験等）に記載する管理技術者の要件については、入札説明書4.（3）に記載のとおりです。設計業務では複数名の候補者とすることができません。
142	様式集及び記載要領		様式10				管理技術者の資格・設計経験等	他業務の従事状況は、いつ時点の状況を示せばよろしいでしょうか。 また、複数の業務に従事している場合は、行を足して記載することでよろしいでしょうか。	前段については、参加表明書等の書類の提出時です。 後段については、ご理解のとおりです。
143	様式集及び記載要領		様式11				配置予定技術者の資格・工事経験	現時点で、配置予定技術者の候補者を複数名選定し、様式として提出してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、候補者全員が資格要件を満たしている必要があります。
144	様式集及び記載要領		様式11				配置予定技術者の資格・工事経験	証明する書類としてコリンズ登録した工事であればコリンズ登録書面のみでも良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
145	様式集及び記載要領		様式12				配置予定技術者の資格・工事経験	工事経験の概要の中に、「設計内容」とありますが、これは「工事内容」の誤りでしょうか。	ご指摘のとおりです。読み替えてください。
146	様式集及び記載要領		様式12				配置予定技術者の資格・工事経験	他業務の従事状況は、いつ時点の状況を示せばよろしいでしょうか。 また、複数の業務に従事している場合は、行を足して記載することでよろしいでしょうか。	前段については、参加表明書等の書類の提出時です。 後段については、ご理解のとおりです。
147	様式集及び記載要領		様式2-5				配置予定の主任技術者又は監理技術者の資格・同種工事の実績等	様式2-5の「企業が分担する工事種別」に「〇〇工事」と記載するようになっていますが、「電線共同溝工事」、「道路工事」、「道路付属物の整備工事」の内から該当する工事を記載することでよろしいでしょうか。	該当する様式2-5はございません。
148	様式集及び記載要領		様式13				既存ストック活用による工事实績	本様式は、既存ストックの活用しないことを提案する場合でも、提出する必要がありますでしょうか。	工事名の欄に「なし」と記載して、提出してください。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
149	様式集及び記載要領						様式13	既存ストック活用による工事実績はない場合も必要か	工事名の欄に「なし」と記載して、提出してください。
150	様式集及び記載要領		様式14				同種工事の工事監理実績	証明する書類としてコリンズ登録した工事であればコリンズ登録書面のみでも良いでしょうか。	ご理解のとおりです。
151	様式集及び記載要領		様式15				様式15の添付資料I～X	添付資料I～Xの提出部数は、代表企業、構成企業の各社1部でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
152	様式集及び記載要領						様式15	法人税、消費税納税証明書はその3の3でよいか	(国税通則法施行規則別紙第9号書式) その3の3を提出願います。
153	様式集及び記載要領						様式15	連結決算の貸借対照表はない場合も必要か	ない場合は、その書類がないことを「応募者確認」欄に明示してください。
154	様式集及び記載要綱	27	1	4)	(様式15)		添付資料提出確認書	添付書類のうち、V 印鑑証明書、VII法人税納税証明書、VIII消費税納税証明書について、原本もしくは写しのどちらが必要でしょうか。	写しで構いません。
155	様式集及び記載要綱	27	1	4)	(様式15)		添付資料提出確認書	添付書類のうち、VII法人税納税証明書、VIII消費税納税証明書について、納付税額等の証明書(その1)もしくは未納の税額がないことの証明書(その3の3)のどちらが必要でしょうか。	(国税通則法施行規則別紙第9号書式) その3の3を提出願います。
156	様式集及び記載要綱	27	1	4)	(様式15)		添付資料提出確認書	添付書類のうち、III連結決算の貸借対照表及び損益計算書について、当社が親会社の連結決算に入っている場合、親会社の連結決算の貸借対照表及び損益計算書は必要でしょうか。	必要です。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
157	様式集及び記載要綱		様式20				入札書	「入札価格は、課税事業者、免税事業者を問わず消費税及び地方消費税を含まない金額を記入することとし、事業費の支払計画（様式26-3）の事業費合計（税抜き）を転記すること。」とありますが、同資料（様式26-3）注に「事業費合計（税込み）を様式20の入札価格に記入すること。」とあります。また、別資料【事業費の算定及び支払い方法】第5 入札価格及び落札価格との関係項目には、「入札価格は、事業費を構成する施設整備費、維持管理費、その他の費用全ての見積価格と消費税等の合計とし、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。」と記載されており、整合性がないように思われます。（様式20）に記載する入札価格についてご教示ください。 ※）入札説明書18項「入札価格の記載」とも整合がとれません。	入札価格は、消費税及び地方消費税を含む金額です。併せて公表する正誤表をご参照ください。また、様式20を訂正します。
158	様式集及び記載要綱			6)	⑤	様式26-2	資金調達計画	<様式作成にあたっての注意事項>7.に、「関心表明書等を提出した金融機関等」とありますが、金融機関等の関心表明書等を、様式26-2の添付資料として提出する必要があるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
159	様式集及び記載要綱		様式26(6) 様式26-7				入札時積算内訳書、工事費内訳書	様式26(6)入札時積算内訳書と、様式26-7工事費内訳書の違いについてご教授願います。それぞれに記載すべき事項について、ご教示願います。	添付1 事業契約書（案）第23条をご参照ください。また、作成要領、様式26-6及び様式26-7の注記を補足します。
160	様式集及び記載要綱		様式26(6)				入札時積算内訳書	（様式26(6)）「入札時積算内訳書」は、事業者の提案内容に関わらず、（添付11）入札時積算数量図面書に記載された数量、仕様に基づいて「整備工事等費」に係る費用を計上するものであり、事業者の技術提案内容により修正した数量、仕様に基づいて費用を計上するものではないとの理解でよろしいでしょうか。また前者の場合、技術提案内容に要する費用の増減は、設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。	「添付11」を「添付10」、「整備工事等費」を「電線共同溝費」と読み替えて回答します。前段については、「入札時積算数量図面書」の数量、仕様を基本としますが、この内容において技術提案を加味できる場合は、単価に含めてください。後段について、「入札時積算数量図面書」の内容と異なる技術提案の場合は、添付1 事業契約書（案）第23条に記載のとおり事業費を確定します。また、作成要領、様式26-6及び様式26-7の注記を補足します。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
161	様式集及び記載要綱		様式26-7				工事費内訳書	(様式26-7)「工事費内訳書」に記載する費用については、(添付11)見積参考資料の「工種区分C・C・BOX」を参考に事業契約書(案)で示す「整備工事等費」以外のものに係る費用を計上するとの理解でよろしいでしょうか。 また、事業計画書(案)第23条第5項から第6項の定めによる場合は、設計変更対象と理解してよろしいでしょうか。	「添付11」を「添付10」、「整備工事等費」を「電線共同溝費」、「事業計画書(案)」を「事業契約書(案)」と読み替えて回答します。 前段については、「入札時積算内訳書」に記載した電線共同溝費以外と見積参考資料等の全てを記載してください。 後段については、ご理解のとおりです。 また、作成要領、様式26-6及び様式26-7の注記を補足します。
162	様式集及び記載要綱		様式29				調査・設計及び施工計画	「注」2. 提案の意図を伝えるため、適宜、必要な図面・スケッチ等を任意様式で追加することができる。」とありますが、これは4ページ以内の枚数制限に含まれないと理解してよろしいでしょうか。	4ページ以内の枚数制限に含まれます。
163	様式集及び記載要領			6)	⑤	様式38	プレゼンテーション資料	第二次審査提出を提出した後、ヒアリングの実施日までに、プレゼンテーション資料を変更することはできないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
164	様式集及び記載要綱		2	2)	(6)	⑤	様式38	様式38は、様式22から様式37までの同一の内容とすることとありますが、これは一字一句まで同じものとするを求めているものでしょうか。 提案書で書ききれなかった補足説明や図表などを加えることはできますでしょうか。また、提案書で示した図表などを大きくして示すことは可能でしょうか。	前段については、ご理解のとおりです。 中段については、認められません。 後段については、可能です。
165	様式集及び記載要綱		2	2)	(6)	⑤	様式38	様式38は、枚数制限が無いという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
166	様式集及び記載要綱		2	2)	(6)	⑤	様式38	様式38は、第二次審査提出期限に、他の様式と併せて提出を求めていると理解でよろしいでしょうか。もしくは、プレゼンテーション実施時に提出することでもよろしいでしょうか。	第二次審査提出期限に提出してください。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
167	入札時積算数量図面書							「この「入札時積算数量図面書」は、本事業の現場条件等を考慮し標準的な事業内容等を示した資料であり、この積算数量を活用して「入札時積算内訳書」を作成するための契約図書である。従って「入札時積算数量図面書」は事業契約上の拘束力を生じるものである。なお、事業者は、施工方法を十分考慮して、設計、工事、維持管理等、事業目的を完成・維持するための一切の手段について事業者の責任において定めるものとする。」とありますが、技術提案した内容を踏まえ、工事数量は変更するものという理解でよろしいでしょうか。	入札時積算内訳書では、入札時積算数量図面書に示す数量を使用してください。
168	入札時積算数量図面書	表紙の事項					資料一覧の上述	「この「入札時積算数量図面書」は、本事業の現場条件等を考慮し標準的な事業内容等を示した資料であり、この積算数量を活用して「入札時積算内訳書」を作成するための契約図書である。従って「入札時積算数量図面書」は事業契約上の拘束力を生じるものである。」とありますが、入札時積算内訳書は応募者の技術提案等を加味せず、提示された入札時積算数量図面書のとおり数量、仕様にて作成するという理解でよろしいでしょうか。 また、その場合は事業提案内容に起因する費用の増減は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	前段について、数量は入札時積算数量図面書に示す数量を使用してください。この内容において技術提案を加味できる場合は、単価に含めてください。また、記載要領、様式26-6及び様式26-7の注記を補足します。 後段については、「入札時積算数量図面書」の内容と異なる技術提案内容の場合は、添付1事業契約書（案）第23条に記載のとおり事業費を確定します。
169	入札時積算数量図面書		工事数量総括表				単価・経費の年度および設定等	設計単価の適用年度は、令和元年11月を採用するという理解でよろしいでしょうか。	入札公告 4入札手続等(4)に示す、入札書の提出日を基準に積算します。
170	入札時積算数量図面書		工事数量総括表				単価・経費の年度および設定等	歩掛区分年度、経費区分年度、損料区分年度は、令和元年度を採用するという理解でよろしいでしょうか。	入札公告 4入札手続等(4)に示す、入札書の提出日を基準に積算します。
171	入札時積算数量図面書		工事数量総括表				単価・経費の年度および設定等	市販単価（建設物価、積算資料）は、平均と安値のどちらが採用されますでしょうか。	物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に材料単価（暫定的に決定された価格は除く）が掲載されている材料については、その掲載されている単価（2つの物価資料（「建設物価」、「積算資料」）に掲載されている場合は平均値）を用いています。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
172	入札時積算数量図面書		工事数量総括表				単価・経費の年度および設定等	一般管理費等は、契約補償が金銭的保証を必要とする場合として補正されていますでしょうか。	ご理解のとおりです。
173	入札時積算数量図面書		工事数量総括表				単価・経費の年度および設定等	前払い金支払い区分は、5%以下から35%超えのいくつの率を採用されていますでしょうか。	前支払金は無し（0%から5%以下）を採用します。
174	入札時積算数量図面書		工事数量総括表				単価・経費の年度および設定等	損料にかかる豪雪補正は、0%を採用されていますでしょうか。	ご理解のとおりです。
175	入札時積算数量図面書		工事数量総括表				既設植栽撤去	既設植栽の伐採費・処分費が発生した場合は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	植栽の伐採費・処分費は計上していません。ただし、既設植栽の伐採費・処分費が必要があると認められるときは、協議により変更対象とします。
176	入札時積算数量図面書		工事数量総括表				道路台帳作成費	「22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 整備工事業務（支障移設、引込連系管除く）工事数量総括表」にある技術管理費の「道路台帳作成費 1式」は、「道路施設基本データ作成費 1式」と同様と考えてよろしいかご教示願います。	添付2要求水準書P.34 5総則（土木工事共通編）(2)提出書類に示す、⑥各種台帳を作成するために要する費用を計上します。
177	入札時積算数量図面書		数量総括表				詳細設計業務	関係機関打合せ協議の数量は2機関となっておりますが、見積参考資料には4機関と明記されています。どちらが正でしょうか。	添付10見積参考資料を訂正します。併せて公表する正誤表をご参照ください。
178	入札時積算数量図面書		数量総括表				調整マネジメント業務（調査・設計段階）	旅費交通費の費目（率計算）が抜けていると考えますが、いかがでしょうか。	調整マネジメント業務（調査・設計段階）は、他の調査・設計業務と並行して実施するものです。そのため、調整マネジメント業務としては旅費交通費を計上していません。
179	入札時積算数量図面書		工事図面				水路との交差	水路の下越しについて、工事図面の施工方法はどのようにお考えでしょうか。詳細設計時に水路管理者との協議によって、工法変更、地盤改良などを求められた場合には、設計変更の対象になると理解してよろしいでしょうか。	下越箇所は延長が短いことから、深さ3.0m以下の掘削による施工を考えています。詳細設計時に水路管理者との協議によって、工法変更、地盤改良などを求められた場合には、設計変更の対象になります。
180	入札時積算数量図面書						図面54/497 舗装構成図	アスファルト舗装工（歩道仮舗装）は表層：再生密粒度アスファルト混合物（13）t=40mmとなっておりますが、路盤材は不要との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
181	入札時積算数量図面書						図面36, 40, 107/497 本体一般図	特殊部タイプ⑥、⑦、⑨断面図において、「※印地上機器、地上機器ルームは今回施工の対象としない」と表記がありますが、地上機器部仮蓋は見積への計上は必要でしょうか。仮蓋が必要な場合は、寸法・仕様をご教授願います。	見積への計上は不要です。
182	見積参考資料							「この「見積参考資料」は、本事業の現場条件等を考慮し標準的な事業内容等を参考に示した資料であり、契約図書ではない。従って「見積参考資料」は事業契約上の拘束力を生じるものではなく、事業者は、施工方法等を十分考慮して、設計、工事、維持管理等、事業目的を完成・維持するための一切の手段について事業者の責任において定めるものとする。」とありますが、技術提案した内容を踏まえ、見積参考資料の内容を変更してもよろしいでしょうか。	見積参考資料の内容は、要求水準を満たす内容で事業者の提案により変更しても構いません。
183	見積参考資料		見積参考資料 (工事 監理)				工事監理	作業は、週2日で計上するという理解でよろしいでしょうか。また、作業日数はどのように考えていますでしょうか。 また、地元や関係機関の要請など正当な理由で、作業日数が増えた場合は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	前段、中段については、工事期間を通じて、要求水準を満たす提案により、実施してください。後段については、添付1事業契約書（案）第23条5、6項に該当する場合は設計変更となります。
184	見積参考資料	1	見積参考資料 (整備 工事業 務)				工種区分 舗装工事	「この「見積参考資料」は、入札（見積）参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書第1条にいう設計図書ではない。」とありますが、「見積参考資料」のうち「工種区分 舗装工事」については、「入札時積算数量図面書」の補足参考資料であるが、記載された内容についてはあくまで事業者の責任において決定するが、事業計画書（案）の定めによる場合は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	「工種区分 舗装工事」を「工種区分 C・C・BOX工事」と読み替えて回答します。 見積参考資料のうち、入札時積算数量図面書の記載内容以外については、事業者の責任において定めてください。 なお、電線共同溝費については、添付1事業契約書（案）第23条第4項が適用されます。
185	見積参考資料		既設支 障施設 の移設				既設支障施設の移設・ 解体撤去・復旧業務	既設支障施設の移設・解体撤去復旧業務は「当初においては、整備工事業務の20%を計上」とありますが、国との協議の上、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 添付1事業契約書（案）第23条5、6項に該当する場合は、設計変更となります。

国道22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 入札説明書に対する質問回答（第1回）

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	その他	項目名	質問内容	回答
186	見積参考資料		既設支障施設の移設				既設支障施設の移設・解体撤去・復旧業務	既設支障施設の移設・解体撤去復旧業務は「当初においては、整備工事業務の20%を計上」とありますが、これは見積参考資料22号一宮浅野電線共同溝PFI事業 整備工事業務（支障移設、引込連系管除く）で算出した工事価格（消費税抜き）の20%に消費税10%を加算した額と考えてよろしいでしょうか。また整備工事業務とは別業務という理解でよろしいでしょうか。	前段については、添付9入札時積算数量図面書の整備工事業務の工事価格（消費税抜き）としてください。 後段については、ご理解のとおりです。
187	見積参考資料						連携管路、連携設備及び引込管の施工	連携管路、連携設備及び引込管の施工は「当初においては、整備工事業務の20%を計上」とありますが、既設支障施設の移設・解体撤去復旧業務と同じ表記のため同額を計上するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
188	見積参考資料		連携管路、連携設備				連携管路、連携設備及び引込管の施工	連携管路、連携設備及び引込管の施工は「当初においては、整備工事業務の20%を計上」とありますが、国との協議の上、設計変更の対象となるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 添付1事業契約書（案）第23条5、6項に該当する場合は、設計変更となります。
189	見積参考資料		見積参考資料（調整）				調整マネジメント業務（設計段階、工事段階、維持管理段階）	設計段階、施工段階、維持管理段階のそれぞれについて、作業は何日分を想定しているのでしょうか。 また、地元や関係機関の要請など正当な理由で、作業日数が増えた場合は、設計変更対象という理解でよろしいでしょうか。	前段については、各業務期間を通じて、要求水準を満たす提案により、実施してください。 後段については、添付1事業契約書（案）第23条5、6項に該当する場合は設計変更となります。
190	見積参考資料						調差マネジメント業務（調査・設計段階）	工事段階の調整マネジメント業務の見積参考資料の添付は有りますが、調査・設計段階の調整マネジメント業務の見積参考資料は無いのでしょうか？	ありません。添付2要求水準書を参考にしてください。